

平成26年度個別労働紛争解決制度の運用状況

—いじめ・嫌がらせに関する相談・紛争は増加、
解雇に関する相談・紛争は概ね横ばい—

岡山労働局では、平成26年度の「個別労働紛争解決制度」の運用状況を取りまとめました。その概要は次のとおりです。

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」施行状況 ～平成26年度～

1. 総合労働相談件数	岡山局	13,617件	1.6%増
	(全国)	1,033,047件	1.6%減
2. 民事上の個別労働紛争相談件数	岡山局	3,138件	9.4%増
	(全国)	238,806件	2.8%減
3. 助言・指導申出件数	岡山局	72件	28.0%減
	(全国)	9,471件	5.5%減
4. あっせん申請受理件数	岡山局	79件	7.1%減
	(全国)	5,010件	12.3%減

【※上記増減率は、平成25年度実績と比較したもの。】

- 県内の総合労働相談コーナーにおける相談件数は13,617件(対前年度213件増、1.6%増) (第1図)

平成20年度をピークに平成23年度まで、減少を続け、平成23年度以降は横ばいとなっているものの、いまだ1万3千件台を推移しており、高止まりの状況と言える。

- 民事上の個別労働紛争に係る相談件数は3,138件(対前年度270件増、9.4%増) (第1図)

相談件数全体の23.0%を占めている。

パート・アルバイト・期間契約社員・派遣労働者の非正規労働者からの相談の割合が、全体の35.9%(1,128件)であり、平成24年度以降若干増加傾向にある。(第2図)

相談の内容は、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが制度発足以降増加し続けており、平成23年度より4年連続で最多となった。(第3図)

一方、解雇に関する相談は、平成20年度をピークとして減少してきており、26年度の件数は64件増加に転じたが、全相談に占める割合は25年度と同じく13.2%と横ばいとなっている。(第4図)

- 助言・指導制度の受付件数 72 件 (対前年度 28 件減、28%減) (第 5 図)
前年度と比べ減少し、平成 21 年度～平成 23 年度と同水準となった。
紛争内容としては、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが最も多く、次に「退職勧奨」に関するものが続いている。(第 6 図)
助言・指導は、1 か月以内に 97.2%、2 か月以内に 100%処理を終了している。

- あっせん受理件数は 79 件 (対前年度 6 件減、7.1%減) (第 7 図)
紛争内容は、その他、「解雇」及び「退職勧奨」に関するものが増加、「いじめ・嫌がらせ」に関するものは横ばいとなっている。
それに対し、「配置転換」「雇止め」に関するものが減少している。(第 8 図)
あっせんが開催された事案は、1 か月以内に 60.4%、2 か月以内に 100%処理を終了している。

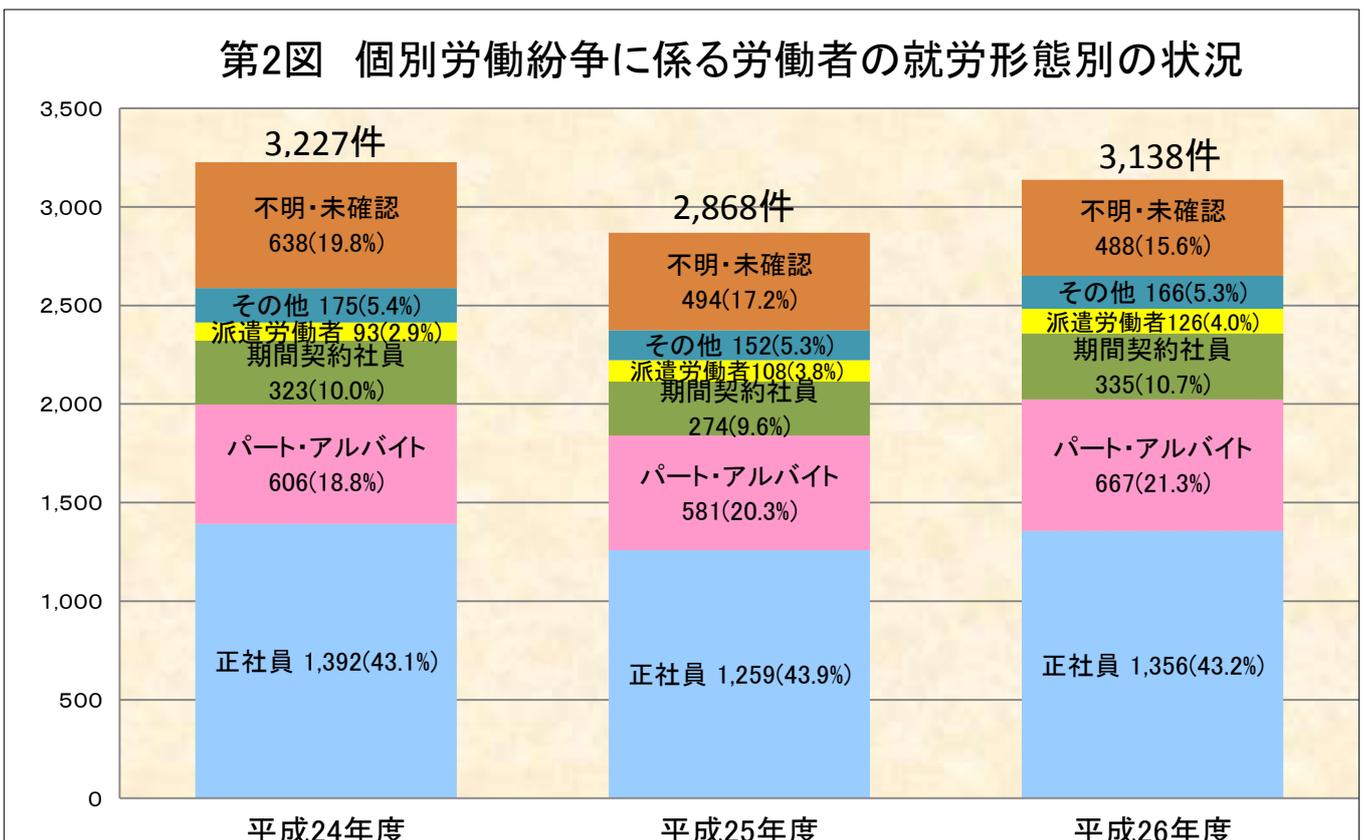
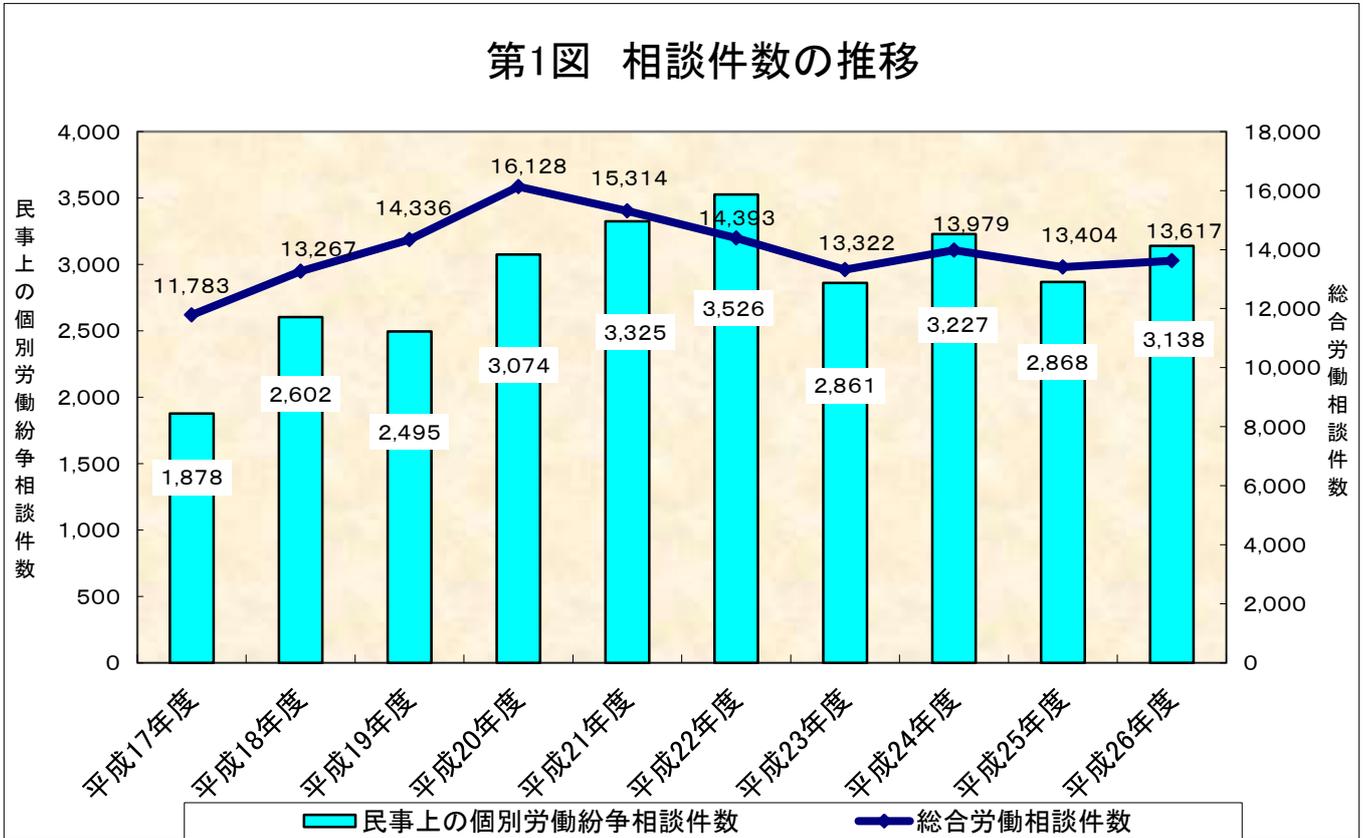
- ※ 「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主間での労働条件や職場環境などをめぐる紛争の未然防止や早期解決を促進するための制度で、幅広い分野の労働問題を対象とする「総合労働相談」、個別労働紛争の解決につき援助を求められた場合に行う都道府県労働局長による「助言・指導」、あっせんの申請を受けた場合に労働局長が紛争調整委員会に委託して行う「あっせん」の 3 つの方法があります。
近年、個別労働紛争の内容は複雑・多様化しているなかで、当該制度は、平成 13 年 10 月の法律施行以降 14 年目を迎え、職場での紛争の簡易・迅速な解決手法として利用されています。

1. 相談受付状況

岡山労働局では、労働局を始めすべての労働基準監督署に、労働問題に関するあらゆる相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置しているところである。

平成26年度に寄せられた相談は13,617件と平成25年度比で213件、1.6%増加した。

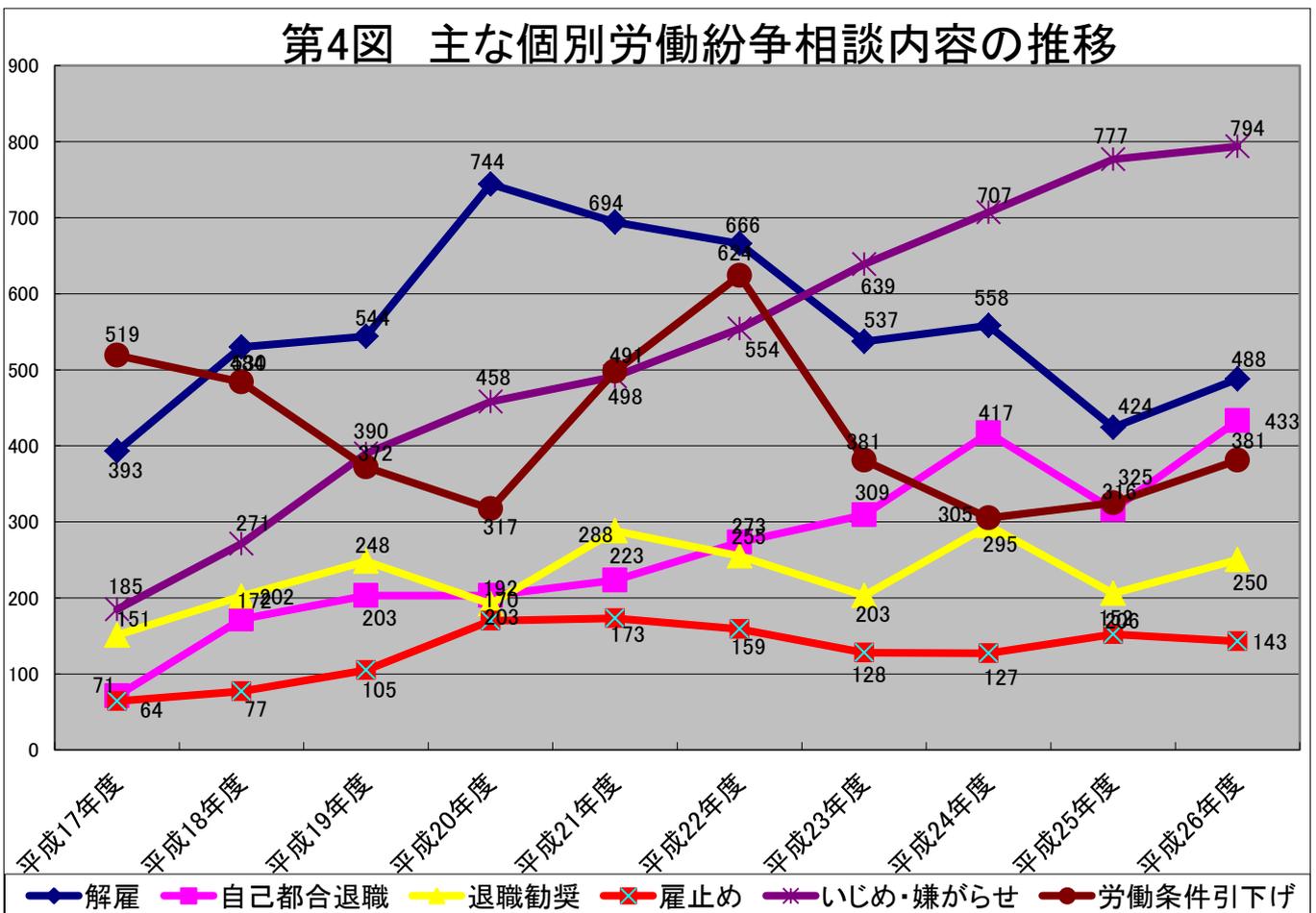
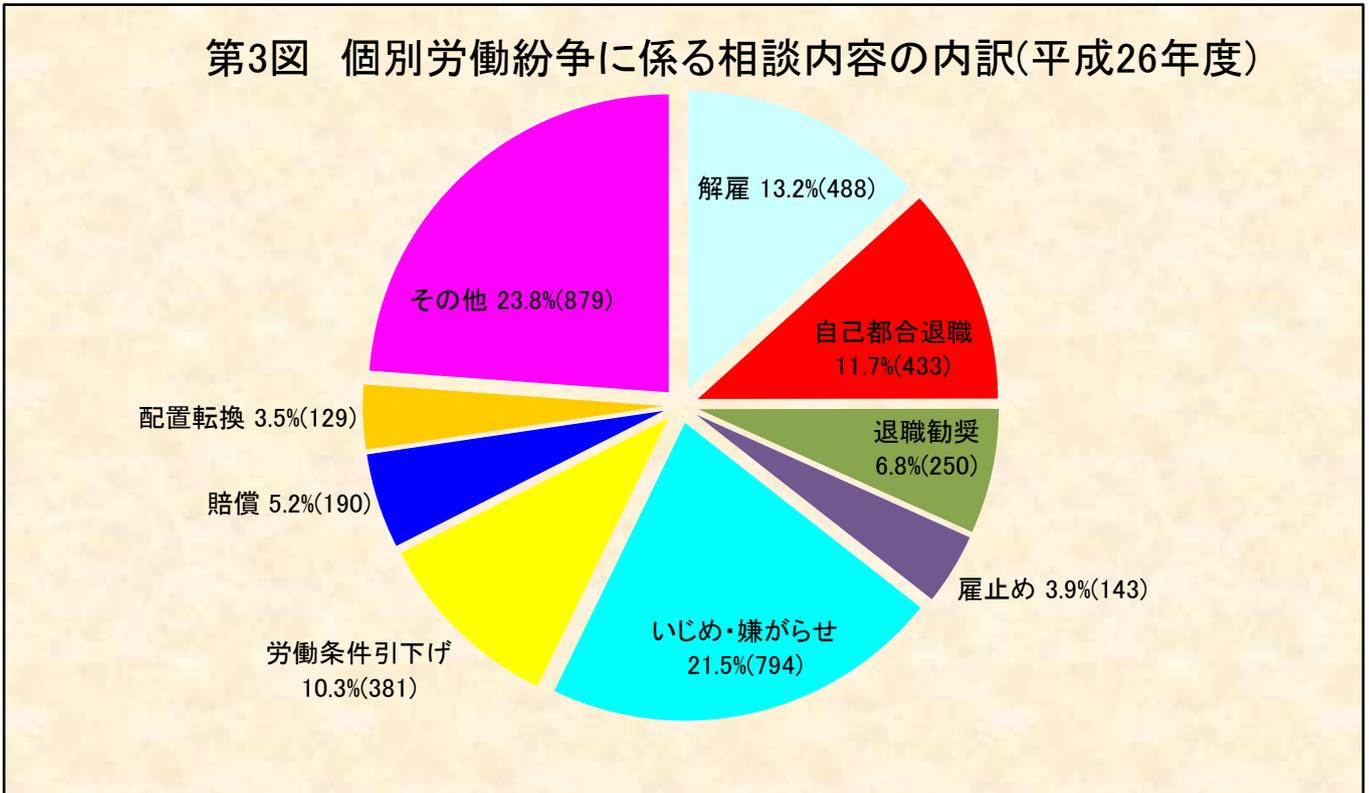
このうち、労働基準法上の違反を伴わない解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関するものが3,138件であり、平成25年度比で270件、9.4%増加した。



2. 個別労働紛争相談の状況

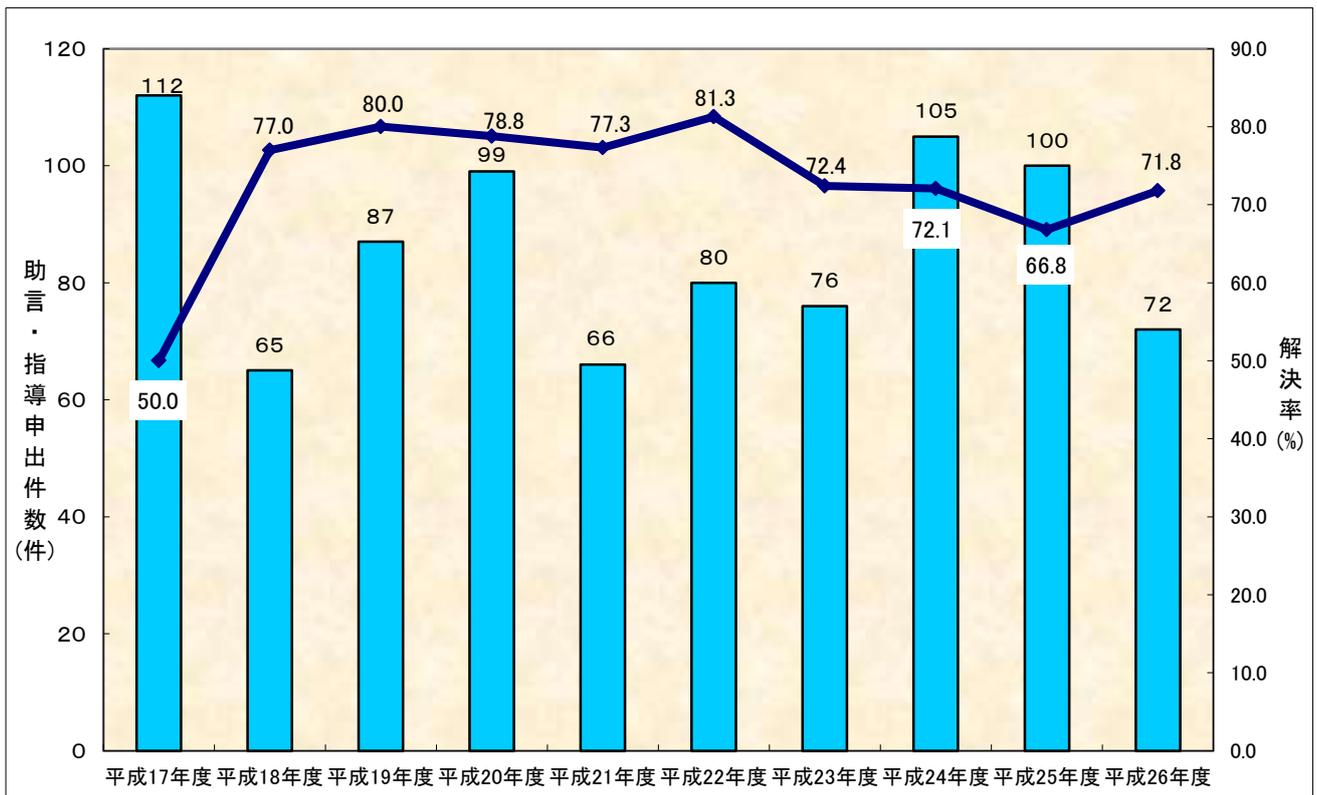
平成26年度の民事上の個別労働紛争に係る相談内容は、いじめ・嫌がらせに係る相談が最も多く全体の21.5%であり、次いで解雇(13.2%)、自己都合退職(11.7%)となっている。

いじめ・嫌がらせに係る相談が、平成23年度より4年連続で最多となった。解雇に係る相談は平成21年度から25年度は継続して減少26年度の件数は増加に転じたが、全相談に占める割合は横ばいとなっている。

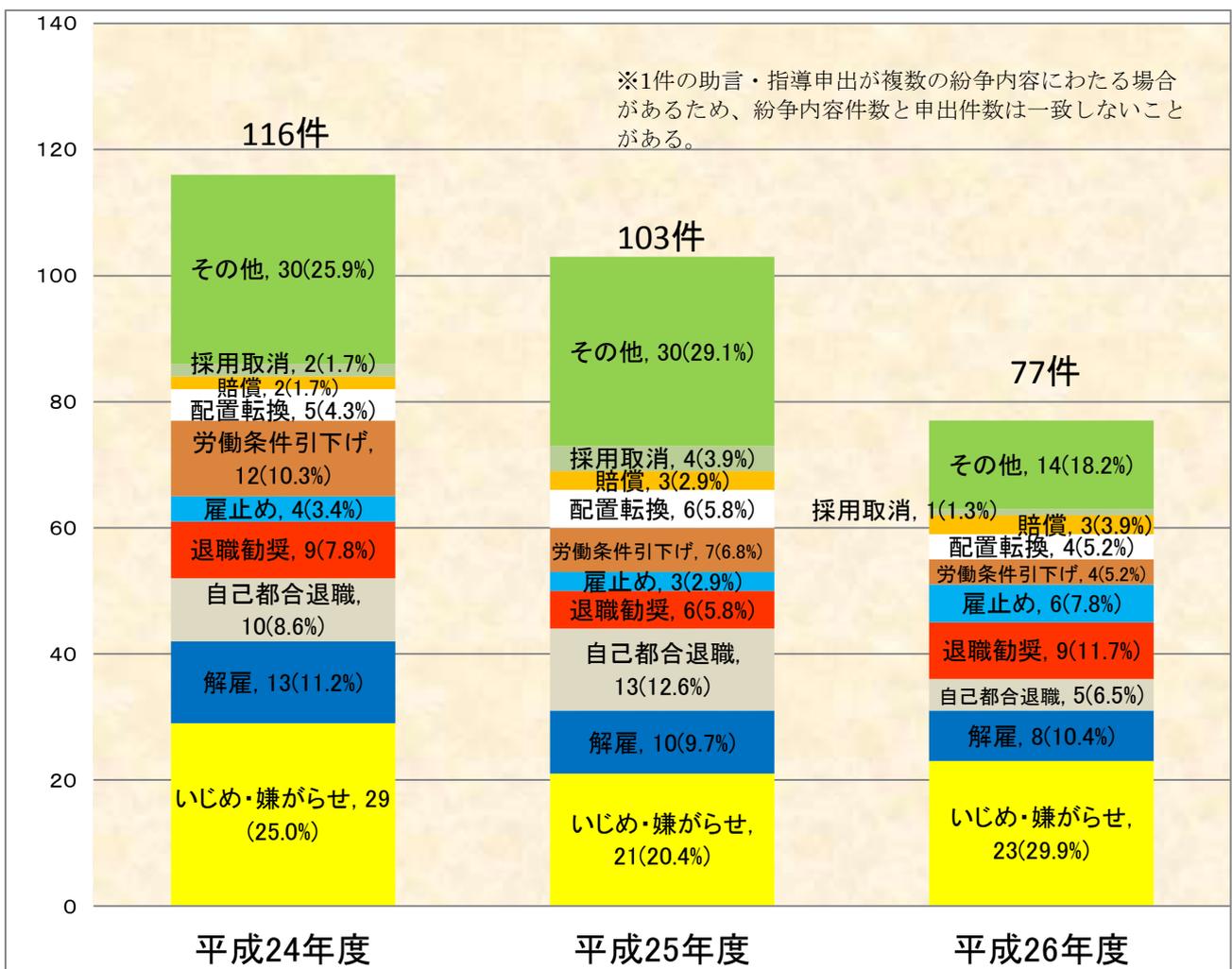


3. 助言・指導の状況

第5図 助言・指導の申出件数と解決率の推移

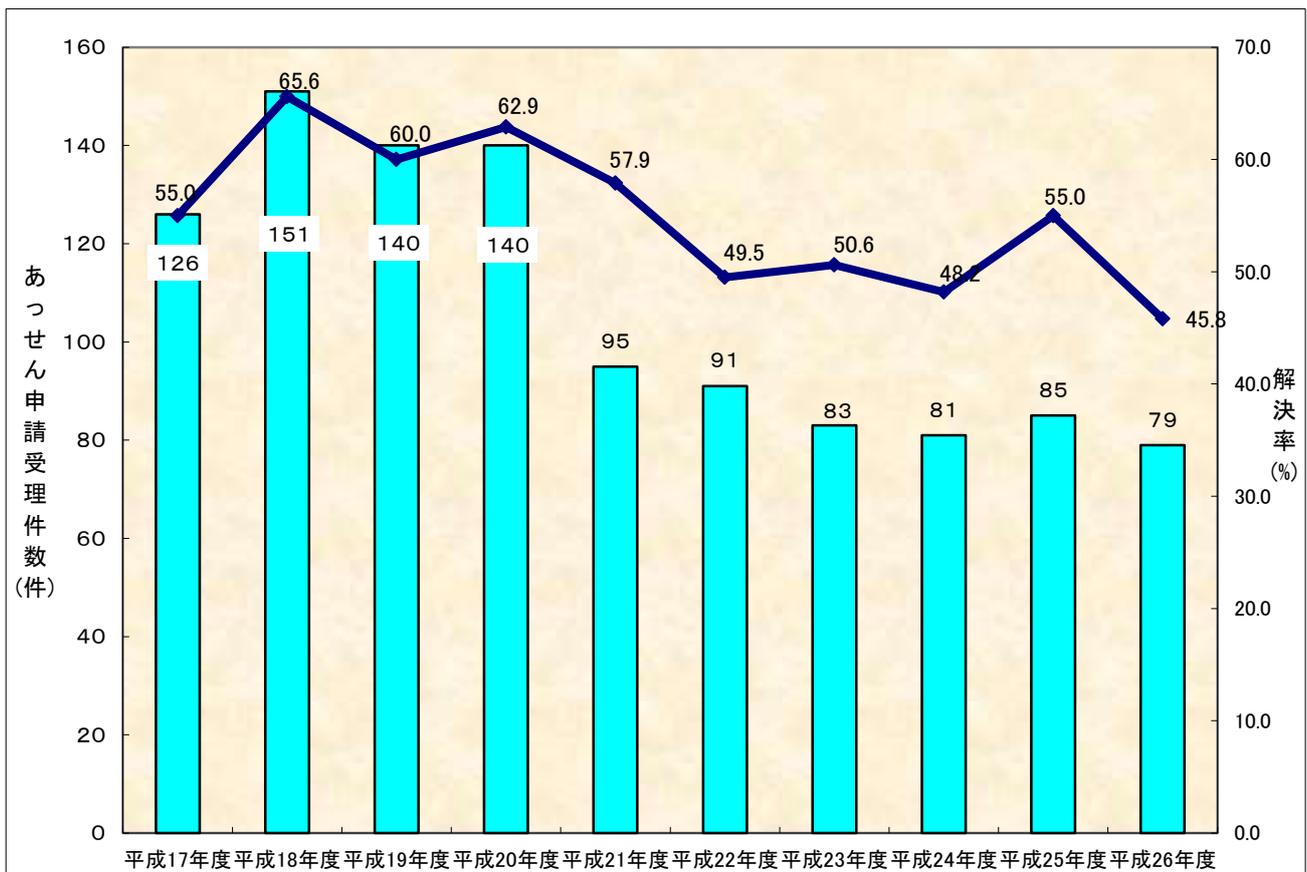


第6図 助言・指導の申出を行った紛争内容



4. あっせんの状況

第7図 あっせんの受理件数と解決率の推移



第8図 あっせんを行った紛争の内容



※当該年度にあっせん処理が終了した件数を計上。あっせん申請が複数の紛争内容にわたる場合があるため、紛争の内容件数とあっせん受理件数は一致しないことがある。